

## 安全データシート(SDS)

Data No:0056

作成日 2019 年 10 月 16 日

改訂日 2023 年 5 月 16 日

### 1. 化学物質及び会社情報

製品名(化学名、商品名等) : Human IFN-gamma ELISA Kit

製造元 : STEMCELL Technologies, Inc.

製造元製品コード : 02002/02003

商品コード : ST-02002/ST-02003

安全データシート対象物質 : 硫酸 1.8% CAS No. 7664-93-9  
労働安全衛生法 名称等を表示及び通知すべき危険物及び有害物  
政令第 18 条の 2 別表第 9 の 613 号  
※キット内のコンポーネント#01903(ST-02002)、#01904(ST-02003)に含有

チメロサル 0.002% CAS No. 54-64-8  
毒物及び劇物取締法:政令第 1 条第 17 号 令和 4 年政令第 36 号(劇物)  
※キット内のコンポーネント#01914(ST-02002)、#01915(ST-02003)に含有

会社名 : 株式会社 ベリタス

住所 : 東京都港区浜松町 1 丁目 18-16 住友浜松町ビル 6 階

電話番号 : 03-5776-0078

緊急時の電話番号 : 03-5776-0078

FAX 番号 : 03-5776-0076

メールアドレス : [veritas@veritastk.co.jp](mailto:veritas@veritastk.co.jp)

推奨用途及び使用上の制限 : サイトカイン検出 ELISA

#### 【注意】

本試薬は混合物です。混合物としての性状は各々単品とは異なりますが、便宜的に個別の安全データシート対象物質の情報を記します。

本データシートはすべての情報を網羅しているわけではありません。従って、記載されている情報は化学物質の安全性の指標としてのみご使用ください。また、記載内容は情報提供を目的としており、当該化学物質の取り扱い上のいかなる保証をなすものではありません。

## 硫酸

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

分類実施日	政府向け GHS 分類ガイダンス(令和元年度改訂版(Ver. 2.1))を使用
人健康有害性	皮膚腐食性・刺激性 区分 1 H314
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分 1 H318
	特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露) 区分 2(呼吸器系) H371
	特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露) 区分 2(呼吸器系) H373

#### GHS ラベル要素

##### 絵表示又はシンボル:



##### 注意喚起語:

危険

##### 危険有害性情報:

H314 - 重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷  
 H318 - 重篤な眼の損傷  
 H371 - 呼吸器系の障害  
 H373 - 長期又は反復ばく露による呼吸器系の障害

##### 注意書き:

##### 【安全対策】

P260 - ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。  
 P264 - 取扱い後は手をよく洗うこと。  
 P270 - この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと  
 P280 - 保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること

##### 【応急措置】

P301+ P330 + P331 - 飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
 P303 + P361 + P353 - 皮膚又は毛に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。  
 P363 - 汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。  
 P304 + P340 - 吸入した場合、被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 P305 + P351 + P338 - 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 P310 - 皮膚に付着した場合、眼に入った場合、飲み込んだ場合、吸入した場合は、直ちに医師に連絡すること。  
 P314 - 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

##### 【保管】

P405 - 施錠して保管すること。

##### 【廃棄】

P501 - 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

### 3. 組成、成分情報

#### 化学物質

化学名又は一般名:

硫酸(Sulfuric acid)

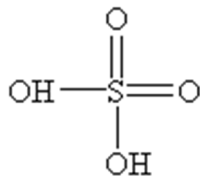
別名:

情報なし

化学式:

H<sub>2</sub>SO<sub>4</sub>

化学特性(化学式又は構造式):



CAS番号: 7664-93-9  
 官報公示整理番号 (1)-430  
 (化審法・安衛法):  
 分類に寄与する不純物及び安定化添加物: 情報なし  
 濃度又は濃度範囲: 4.9%

#### 4. 応急措置

**吸入した場合:** 新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 直ちに医師に連絡すること。  
 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

**皮膚に付着した場合:** 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。  
 直ちに医師に連絡すること。  
 皮膚を速やかに洗浄すること。  
 皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。  
 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

**目に入った場合:** 汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること。  
 直ちに医師に連絡すること。  
 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

**飲み込んだ場合:** 直ちに医師に連絡すること。  
 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

**急処置をする者の保護に必要な注意事項:** 個人用保護具を着用すること。

#### 5. 火災時の措置

**適切な消火剤:** 現場状況と周囲の環境に適した消火方法を行うこと。  
**使ってはならない消火剤:** 利用可能な情報はない

**特有の危険有害性:** 火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。  
**特有の消火方法:** 利用可能な情報はない  
**消火を行う者の保護:** 消火作業の際は、適切な空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。

#### 6. 漏出時の措置

**人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:** 作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。  
 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。  
 関係者以外の立入りを禁止する。  
 作業者は適切な保護具(「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。  
 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけな  
 い。  
 風上に留まる。  
 低地から離れる。

環境に対する注意事項:	河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。 環境中に放出してはならない。
回収、中和:	利用可能な情報はない
封じ込め及び浄化の方法・機材:	乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させて、密閉できる空容器に回収する。
二次災害の防止策:	環境規制に従って汚染された物体および場所をよく洗浄する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

技術的対策:	アルカリ性物質との接触を避ける。
局所排気・全体換気:	「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。
安全取扱い注意事項:	空気中の濃度をばく露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。 接触、吸入又は飲み込まないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 環境への放出を避けること。
接触回避:	「10. 安定性及び反応性」を参照。

### 保管

技術的対策:	保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。 特別に技術的対策は必要としない。
混触危険物質:	アルカリ性物質
保管条件:	酸化剤から離して保管する。 特に技術的対策は必要としない。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 施錠して保管すること。
容器包装材料:	国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

管理濃度:	設定されていない。
許容濃度(ばく露限界値、生物学的ばく露指標):	
日本産業衛生学会(2005年版)	1 mg/m <sup>3</sup> 最大許容濃度
ACGIH(2005年版)	TLV-TWA 0.2 mg/m <sup>3</sup> A2(無機強酸ミスト中に含まれる硫酸)
設備対策:	この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。 気中濃度を推奨された管理濃度・許容濃度以下に保つために、工程の密閉化、局所排気、その他の設備対策を使用する。
保護具	
呼吸器の保護具:	適切な呼吸器保護具を着用すること。  ばく露の可能性のあるときは、送気マスク、空気呼吸器、又は酸素呼吸器を着用する。
手の保護具:	適切な保護手袋を着用すること。ニトリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。ネオプレンが推奨される。
眼の保護具:	適切な眼の保護具を着用すること。 化学飛沫用のゴーグル及び適切な顔面保護具を着用すること。 安全眼鏡を着用すること。撥ね飛び又は噴霧によって眼及び顔面接触が起こりうる時は、包括的な化学スプラッシュゴーグル、及び顔面シールドを着用すること。

**皮膚及び身体の保護具:** 適切な保護衣、顔面用の保護具を着用すること。

適切な顔面用の保護具を着用すること。

**衛生対策:** 取扱い後はよく手を洗うこと。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状態、形状、色など:	無色、液体
臭い:	無臭
pH:	強酸性 pH = 0
融点・凝固点:	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲:	データなし
引火点:	データなし
爆発範囲:	データなし
蒸気圧:	データなし
蒸気密度(空気 = 1):	データなし
比重(密度):	データなし
溶解度:	水、エタノール:任意の割合で混和する
オクタノール/水分係数:	データなし
自然発火温度:	データなし
分解温度:	データなし
臭いのしきい(閾)値	データなし
蒸発速度(酢酸ブチル = 1):	データなし
燃焼性(固体、ガス):	データなし
粘度:	データなし

## 10. 安定性及び反応性

<b>安定性:</b>	反応性 科学的安定性	データなし 推奨保管条件下で安定。
<b>危険有害反応可能性:</b>		通常の処理ではなし。
<b>避けるべき条件:</b>		高温と直射日光。
<b>混触危険物質:</b>		アルカリ性物質。
<b>危険有害な分解生成物:</b>		燃焼の際は、イオウ酸化物などが生成される。

## 11. 有害性情報

<b>急性毒性:</b>	経口:硫酸(毒性値=2140mg/kg 含有率=1.77% 出典:NITE)における ATEmix=100 / ((1.77% / 2140mg/kg) + (98.23% / 100000mg/kg))計算結果 が 55266.8536787mg/kg のため、区分に該当しないに該当。 経皮:データなしのため、区分に該当しないとした。
	吸入(蒸気):データなし
	吸入(ミスト):硫酸(毒性値=0.347mg/l 含有率=1.77% 出典:NITE)における ATEmix=100 / ((1.77% / 0.347mg/l))計算結果が 19.6045198mg/l のため、 区分に該当しないに該当。
<b>皮膚腐食性・刺激性:</b>	濃硫酸の pH は 1 以下であることから、GHS 分類基準に従い腐食性物質と 判断され、区分 1 分類した。
<b>眼に対する重篤な損傷・刺激性:</b>	NITE の GHS 分類基準により硫酸 $\geq 1\%$ のため、区分 1 に該当。
<b>呼吸器感受性:</b>	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該 当しないとした。
<b>皮膚感受性:</b>	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該 当しないとした。
<b>生殖細胞変異原性:</b>	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該 当しないとした。

発がん性:	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
生殖毒性:	危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないとした。
特定標的臓器・全身毒性 (単回ばく露):	NITE の GHS 分類基準により硫酸 $\geq 1\%$ のため、区分 2(呼吸器系)に該当。
特定標的臓器・全身毒性 (反復ばく露):	NITE の GHS 分類基準により硫酸 $\geq 1\%$ のため、区分 2(呼吸器系)に該当。
誤えん有害性:	データなし

## 12. 環境影響情報

水生環境急性有害性 短期(急性)	魚類(ブルーギル)の 96 時間 $LC_{50} = 16-28\text{mg/L}^{13)}$ から、区分 3 とした。 水生生物に有害
水生環境慢性有害性 長期(慢性)	水溶液が強酸となることが毒性の要因と考えられるが、環境水中では緩衝作用により毒性影響が緩和されるため、区分に該当しないとした。
オゾン層への有害性	データ不足のため分類できない。

## 13. 廃棄上の注意:

残余廃棄物:	<p>廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。</p> <p>強酸性であるため、アルカリで中和した後処理すること。</p> <p>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。</p> <p>都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。</p> <p>廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。</p>
汚染容器及び包装:	<p>容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。</p> <p>空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。</p> <p>スプレー缶を廃棄する場合は、自治体により廃棄方法が異なるので該当する自治体の規定に従うこと。</p>

## 14. 輸送上の注意

### 国際規制

海上規制情報	IMO の規定に従う。
UN No.:	2796
Proper Shipping Name:	SULPHURIC ACID with not more than 51% acid
Class:	8
Packing Group:	II
Marine Pollutant:	Not applicable

航空規制情報 ICAO/IATA の規定に従う。

UN No.:	2796
Proper Shipping Name:	Sulphuric acid with not more than 51% acid
Class:	8
Packing Group:	II

### 国内規制

陸上規制情報	毒劇法の規定に従う。
--------	------------

<b>海上規制情報</b>	船舶安全法の規定に従う。
<b>航空規制情報</b>	航空法の規定に従う。
<b>特別の安全対策</b>	輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。 食品や飼料と一緒に輸送してはならない。 重量物を上積みしない。 他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。 他の危険物のそばに積載しない。

## 15. 適用法令

<b>労働安全衛生法:</b>	名称等を表示すべき危険有害物(法第 57 条、施行令第 18 条別表第 9) 名称等を通知すべき危険有害物(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9) リスクアセスメントを実施すべき危険有害物(法第 57 条の 3) 腐食性液体(労働安全衛生規則第 326 条) 特定化学物質第 3 類物質(特定化学物質障害予防規則第 2 条第 1 項第 6 号)
<b>労働基準法:</b>	疾病化学物質(法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1 の 2 第 4 号)
<b>毒物及び劇物取締法:</b>	該当しない(硫酸:10%以下の製剤のため)
<b>化学物質排出把握管理促進法 : (PRTR 法)</b>	非該当
<b>船舶安全法:</b>	腐食性物質(危規則第 2, 3 条危険物告示別表第 1)
<b>航空法 :</b>	腐食性物質(施行規則第 194 条危険物告示別表第 1)
<b>大気汚染防止法 :</b>	特定物質(施行令第 10 条)

## 16. その他の情報

### 参考文献

ICSC (J) (2000)

NITE: 独立行政法人 製品評価技術基盤機構  
<http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html>

厚生労働省 職場のあんぜんサイト [https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_DET.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_DET.aspx)

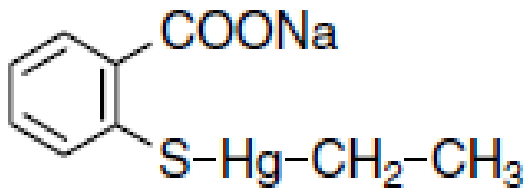
IATA 危険物規則書

エチル(2-メルカプトベンゾエート)水銀ナトリウム塩 (別名: チメロサル) (Thimerosal)

2. 危険有害性の要約

GHS 分類	分類実施日 (物化危険性及び健康有害性)	R3.3.12、政府向け GHS 分類ガイダンス (令和元年度改訂版 (ver2.0)) を使用  JIS Z7252:2019 準拠 (GHS 改訂 6 版を使用)  本品は GHS 分類に該当しない
--------	-------------------------	--

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別	混合物
化学名又は一般名 別名	エチル(2-メルカプトベンゾエート)水銀ナトリウム塩 チメロサル ナトリウム=エチル水銀=2-スルフィドベンゾアート
濃度又は濃度範囲	情報なし
分子式 (分子量)	$C_9H_9HgNaO_2S$ (404.82)
化学特性 (示性式又は構造式)	

CAS 番号	54-64-8
官報公示整理番号 (化審法)	情報なし
官報公示整理番号 (安衛法)	情報なし
分類に寄与する不純物及び安定化添加物	情報なし

4. 応急措置

吸入した場合 皮膚に付着した場合 眼に入った場合	空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 多量の水／石けん(鹸)で洗うこと。 直ちに流水で洗い流す。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること 口をすすぐこと。気分が悪いときは医師に連絡すること。
飲み込んだ場合 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	情報なし
応急措置をする者の保護 医師に対する特別な注意事項	情報なし 情報なし

5. 火災時の措置

適切な消火剤	水噴霧、乾燥粉末消火薬剤、泡消火薬剤、二酸化炭素
使ってはならない消火剤	データなし
特有の危険有害性	データなし
特有の消火方法	データなし
消火を行う者の保護	自給式呼吸器を着用する。



## 6. 漏出時の措置

## 人体に対する注意事項、保護具及び緊急措置

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。  
状況に応じた適切な呼吸用保護具を使用すること。

## 環境に対する注意事項

周辺環境に影響がある可能性があるため、製品の環境中への流出を避ける。

## 封じ込め及び浄化の方法及び機材

粉じんが発生しないようにして回収する。  
その後、エリアを換気し、漏洩場所を洗浄する。  
水、排水、下水道、または地面への侵入を防ぐ。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

## 取扱い

## 技術的対策

「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。

## 安全取扱い注意事項

取扱い後は手、汚染箇所をよく洗う。  
適切な保護具を着用すること。

## 接触回避

「10. 安全性及び反応性」を参照。

## 衛生対策

産業衛生および安全の基準に基づいて取り扱う。

## 保管

## 安全な保管条件

製品資料に記載された温度条件で保管すること  
施錠して保管すること。

## 安全な容器包装材料

本製品に使用されている容器内で保管する。

## 8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度については日本産衛学会の「許容濃度の勧告」及びACGIHの「TLVs and BEIs」について記載しています。

## 管理濃度

未設定

## 許容濃度

日本産衛学会（2020年度版）

未設定

ACGIH（2020年版）

TLV-TWA: 0.01 mg/m<sup>3</sup> (Mercury, aryl compounds, as Hg) (Skin)

## 設備対策

可能であれば作業エリアを遮蔽する。

換気する。

床排水口があってはならない。

洗浄設備を設け、大量に取り扱う場合は緊急用シャワーを設置する。

## 保護具

## 呼吸用保護具

状況に応じた適切な呼吸用保護具を使用すること。

## 手の保護具

保護手袋を着用する。(GESTISには、不浸透性の保護手袋を着用することとの記載あり)

## 眼の保護具

保護眼鏡や保護面を着用する。

## 皮膚及び身体の保護具

保護衣を着用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

## 物理的状态

## 物理状态

データなし

## 色

データなし

## 臭い

データなし

## 融点／凝固点

データなし

## 沸点、初留点及び沸騰範囲

データなし

## 可燃性

データなし

## 爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界

該当しない

## 引火点

該当しない

## 自然発火点

該当しない

## 分解温度

データなし

pH	pH 6.7 (1% 溶液) (HSDB (Access on May 2020))
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分配係数	データなし
蒸気圧	データなし
密度及び／又は相対密度	データなし
相対ガス密度	該当しない
粒子特性	データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	データなし
化学的安定性	データなし
危険有害反応可能性	データなし
避けるべき条件	データなし
混触危険物質	強酸化剤
危険有害な分解生成物	データなし

## 11. 有害性情報

急性毒性	経口	【分類根拠】 (1)、(2) より区分に該当しないに該当。
		【根拠データ】 (1) ラットの LD50: 75 mg/kg (AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2017)、GESTIS (Access on May 2020)、HSDB (Access on May 2020)) (2) ラットの LD50: 98 mg/kg (NTP (2001))
	経皮	【分類根拠】データ不足のため分類できない。
	吸入: ガス	【分類根拠】GHS の定義における固体であり、区分に該当しない。
	吸入: 蒸気	【分類根拠】データ不足のため分類できない。
	吸入: 粉じん及びミスト	【分類根拠】データ不足のため分類できない。
皮膚腐食性／刺激性		【分類根拠】危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないに該当。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性		【分類根拠】危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないに該当。。
呼吸器感受性		【分類根拠】データ不足のため分類できない。

**皮膚感作性**

【分類根拠】危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないに該当。

**【根拠データ】**

- (1) モルモットを用いた複数の皮膚感作性試験が実施されており、Optimization 法で陽性（陽性率 70%）、改変マキシマイゼーション法（皮内投与 0.1%）で陽性（陽性率 70%）、その他、皮下投与及び閉塞適用による感作性試験でも陽性と報告されている（MAK (DFG) vol.15 (2001)）。
- (2) 本物質は産衛学会 感作性分類 皮膚第 1 群に分類されている（産衛誌 55 巻 (2013)）。
- (3) 本物質が職業性接触皮膚炎の原因である症例報告があり、手袋せずにワクチン接種業務に従事し手に湿疹が生じ、パッチテストで陽性であり、ビニール手袋を着用したら症状が消失した。また、別の報告では、8 年前に肝炎ワクチン接種で感作されたことが疑われ、その後ワクチン接種業務で手の湿疹を生じパッチテストで陽性であった（産衛学会感作性物質提案理由書 (2013)）。

**生殖細胞変異原性**

【分類根拠】危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないに該当。

**【根拠データ】**

- (1) in vivo では、欧州共同体のバリデーション試験で、マウス腹腔内投与による骨髓細胞の小核試験及び染色体異常試験で陰性、精母細胞の染色体異常試験で陰性として分類された（AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2017)、NTP (2001)、HSDB (Access on May 2020)）。
- (2) in vitro では、細菌の復帰突然変異試験で陰性の報告（AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2017)、NTP (2001)、CEBS (Access on May 2020)）。ヒトリンパ球培養細胞の染色体異常試験、遺伝子突然変異試験であいまいな結果の報告がある（HSDB (Access on May 2020)）。

**発がん性**

【分類根拠】危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないに該当。

**【参考データ等】**

- (1) ラットに本物質を 1 年間皮下投与した発がん性試験では、腫瘍発生率の増加は認められなかった（AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2017)）。

**生殖毒性**

【分類根拠】データ不足のため分類できない。

**特定標的臓器毒性（単回ばく露）**

【分類根拠】危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないに該当。

**【根拠データ】**

- (1) 本物質 83 mg/kg を摂取した 44 歳の男性で、胃炎、腎尿細管障害、皮膚炎、歯肉炎、せん妄、昏睡、多発性神経障害（全身性末梢神経変性）及び呼吸不全がみられた（AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2017)、HSDB (Access on May 2020))。
- (2) 本物質を含む製品による急性水銀中毒の症例が報告されており、本物質の投与量として、約 3 mg/kg～数 100 mg/kg の範囲で、局所壊死、急性溶血、播種性血管内凝固、急性腎尿細管壊死、鈍麻、昏睡、中枢神経系損傷がみられた（HSDB (Access on May 2020))。
- (3) アルキル水銀化合物による四肢末端若しくは口囲の知覚障害、視覚障害、運動失調、平衡障害、構語障害又は聴力障害は、労働基準法施行規則別表第一の二に掲げる業務上の疾病として定められている（労働省告示第三十三号（1996））。

**特定標的臓器毒性（反復ばく露）**

【分類根拠】危険有害性区分に該当する成分を濃度限界以上含有しないため、区分に該当しないに該当。

**【根拠データ】**

- (1) アルキル水銀化合物は無機水銀化合物とは対照的に血液-脳関門、血液-胎盤関門を速やかに通過する。主な標的臓器は中枢及び末梢神経系及び腎臓である（ACGIH (7th, 2001)）。
- (2) 鼓膜切開術を受けた 18 歳女性が耳の感染症を処置するために、6 週間にわたり本物質 0.1% を含む耳洗浄液 1.2 L を投与された。この洗浄液の鼻咽頭へのドレナージにより二次的な経口摂取が生じ、総ばく露量は 127 mg/kg に達した。運動失調、卒中及び昏睡が 6 週目に生じ、治療開始 140 日後に死亡した（AICIS (旧 NICNAS) IMAP (2017)）。
- (3) アルキル水銀化合物による四肢末端若しくは口囲の知覚障害、視覚障害、運動失調、平衡障害、構語障害又は聴力障害は、労働基準法施行規則別表第一の二に掲げる業務上の疾病として定められている（労働省告示第三十三号（1996））。

**【参考データ等】**

- (4) 本物質は、ワクチン、点眼薬、コンタクトレンズの洗浄及び保存液の保存剤として広く使用されている有機水銀化合物である（HSDB (Access on May 2020)）。
- (5) 本物質を 190 日間鼻腔内投与した実験動物（生物種不明）において、脳、腎臓の病理組織学的変化は観察されなかったとの報告がある（HSDB (Access on May 2020)）。

**誤えん有害性**

【分類根拠】動粘性率が不明のため、分類できないに該当。

**12. 環境影響情報**

生態毒性	水生環境有害性 短期(急性)	データ不足のため分類できない。
	水生環境有害性 長期(慢性)	データ不足のため分類できない。
オゾン層への有害性		データ不足のため分類できない。

**13. 廃棄上の注意**

残余廃棄物	内容物・容器を地方/国の規則に従って水銀含有物として廃棄すること。
汚染容器及び包装	容器の再使用、リサイクルは不可。製品入り容器と同様に処分する。地方/国の規則に従って安全に廃棄すること。

#### 14. 輸送上の注意

##### 国際規制

国連番号	-
国連品名	-
国連危険有害性クラス	-
副次危険	-
容器等級	-
海洋汚染物質	-
MARPOL73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質	-

##### 国内規制

海上規制情報	-
航空規制情報	-
陸上規制情報	毒劇法の規定に従う。

#### 15. 適用法令

法規制情報は作成年月日時点に基づいて記載されております。事業場において記載するに当たっては、最新情報を確認してください。

労働安全衛生法	非該当
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR 法)	非該当
毒物及び劇物取締法	劇物 (政令第 2 条第 1 項第 22 号の 2) 政令名称: [(2-カルボキシラトフェニル)チオ](エチル)水銀ナトリウム (別名チメロサール) 0.1%以下を含有する製剤。
航空法	非該当
船舶安全法	非該当
港則法	非該当
海洋汚染防止法	非該当
大気汚染防止法	有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第 9 次答申) 政令名称: 水銀及びその化合物
水質汚濁防止法	有害物質(政令第 2 条第 7 号) 政令名称: 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
土壌汚染対策法	第 2 種特定有害物質(政令第 1 条第 13 号) 政令名称: 水銀及びその化合物

#### 16. その他の情報

##### 参考文献

9 項、11 項については各データ毎に記載。その他の各項については以下を参照。

NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)

GHS 混合物分類判定ラベル/SDS 作成支援システム (NITE-Gmiccs)

International Chemical Safety Cards (ICSC)

Hazardous Substances Data Bank (HSDB)

GESTIS Substance database (GESTIS)